

台東区公衆喫煙環境の整備指針 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和3年12月16日（木）から令和4年1月6日まで（木）
意見受付場所	区公式ホームページ上での受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、環境課窓口、環境ふれあい館で中間のまとめ閲覧・意見受付。
意見受付件数	15人 20件
提出方法の内訳	郵送 0人（0件） ファックス0人（0件） ホームページ15人（20件） 持参 0人（0件）

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	1	<p>『台東区公衆喫煙環境の整備指針 中間のまとめ』のPDF資料を拝読しました。わかりやすく、簡潔にまとめられた良い資料と感じました。</p> <p>第2章1項の”喫煙環境の変化”について、資料の記述と同じ印象をもっておりました。</p> <p>喫煙者の居場所が少なくなったことで、無秩序な喫煙が増加しているのはそのとおりだと思われます。</p> <p>さて、第3章の”今後の取り組み”のなかで、”優先的に整備すべき地域を選定”とありますが、こちらに『公園』も加えることをご検討いただきたいです。地域を問わずです。</p> <p>理由は2つです。いずれも、子供を公園で遊ばせるときに不安を感じたことによります。（子供は2才です）</p> <p>1. 特に子供への受動喫煙を防ぐ 一部の方は、遊具のすぐそばで喫煙しています。</p>	<p>本指針10ページにおいて、施設の分類ではなく地域に着目し、特に多くのご意見をいただく場所を「重点整備エリア」として示しました。</p> <p>しかしながら、区としても公園内における遊具付近での喫煙などは課題であると認識しております。</p> <p>そのため、区内の全児童遊園を終日禁煙とするとともに、公園では遊具の周りなどでの喫煙を終日ご遠慮いただくようお願いしております。</p> <p>また、公園を含む公共の場所において朝7時から9時の2時間を「喫煙禁止時間」とし、喫煙を禁止としております。公遊園内の喫煙ルールについては、看板等を用いて引き続き周知徹底してまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方
		<p>ある程度の距離をおいている方であっても、風向きによっては子供が煙をかぶっており、健康への影響を懸念しています。</p> <p>2. 吸い殻に子供が接触することを防ぐ 小さい子どもは吸い殻に手を伸ばして触れます。タバコの灰も同様です。遊具のうえに吸い殻と灰が残されていることもあり、まだ口に入れたことはありませんが、ヒヤッとしたことがあります。よろしくご検討ください。</p>	
第3章	2	<p>鶯谷駅周辺、入谷駅周辺でも歩きタバコをする人が多いため、喫煙所の設置をお願い致します。</p>	<p>本指針においては「重点整備エリア」として特定の地域を示しておりますが、今後、ご指摘の地域を含むその他のエリアにおいても公衆喫煙所の整備を検討してまいります。</p> <p>また、鶯谷駅周辺の鶯谷公園内にはコンテナ型の公衆喫煙所を設置しています。「公衆喫煙所ウェブマップ」などを用いて、引き続き既存公衆喫煙所の周知を図ってまいります。</p>
第3章	3	<p>大正公園、弁天院公園を中心に、3歳の息子がよく遊んでおります。休日の朝などに行くと、公園のベンチや遊具の下、周辺にタバコの吸い殻が多く捨てられている状態が見られます。子供が興味を持って触ろうとしてしまい毎回止めたり、吸い殻を脇に寄せたり、ビニール袋があればある程度拾って持ち帰り捨てることもしますが、さすがに毎週のようにと悲しい気持ちになります。公園での喫煙禁止の周知徹底や、巡回での注意などをお願いしたいです。</p>	<p>区内の公遊園は、児童遊園は禁煙、公園は、一部の公園を除き分煙としています。</p> <p>公遊園の喫煙ルールは、区公式ホームページに掲載するほか、それぞれの公園の状況にあわせ、注意喚起の看板を設置する等、ルールの周知とマナー啓発を図っています。また、ルールが守られない場合は、巡回警備員による注意喚起も行っています。</p> <p>このような取り組みを継続し、公遊園の喫煙ルールの周知徹底に努めてまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方
全般 ・ その他	4	<p>道路での喫煙を禁止していただきたいです。</p> <p>そのために、今回の指針以上に喫煙所の整備、設置をどんどん行なっていただきたいです。</p> <p>ベビーカーや抱っこ紐で散歩を子供としていますが、歩きタバコ、自転車乗りながらでのタバコ、子供がいるにも関わらず道路で堂々とタバコを吸う方が多すぎて、気をつけていても受動喫煙は免れません。</p> <p>歩きタバコは NG だけど、止まっていれば OK というのは、少し甘く混同されやすいと思います。スパッと道路では全 NG にしていただきたい。</p> <p>公園での喫煙ももってのほかです。子供が遊ぶ場で OK としているなんて、子供受動喫煙を容認しているのと同じだと思います。</p> <p>喫煙者も、喫煙所が遠いとそこまで行く気にならないと思います。</p> <p>喫煙所の整備を至急進めていただきたいです。</p>	<p>区では、令和3年4月1日より、通勤通学の時間帯である朝7時から9時までの2時間を「喫煙禁止時間」とし、路上や公園などの公共の場所における喫煙を禁止といたしました。</p> <p>公共の場所における喫煙を終日禁止とすることについては、条例に基づく公共の場所での取り締まりを強化できる一方で、条例の適用外となる民間駐車場などの私有地での喫煙やポイ捨てを助長するなどの課題があり、慎重な対応を取らざるを得ない状況です。</p> <p>いただいたご意見を参考に、引き続き分煙環境の整備に努めてまいります。</p>
全般 ・ その他	5	<p>1・受動喫煙によって健康を害する可能性を考慮すると、喫煙・非喫煙の習慣の違いについて、単なる嗜好の違いと捉えることは適切ではないと考えます。よって、少なくとも公共の場所では、喫煙者・非喫煙者が共存することよりも、分離されることを前提としていただけるとありがたいです。共存した場合に健康を害するのは非喫煙者だからです。</p>	<p>本指針に記載した、喫煙する方と喫煙しない方の「共存」とは、喫煙する方がルールとマナーを守って喫煙することができ、喫煙しない方がポイ捨てや歩きたばこ、たばこの煙などに困ることがない環境のことを指しています。</p> <p>本指針は、1ページの「目的」に記載のとおり分煙社会の実現を目指すものです。本指針に基づき、公衆喫煙所の設置や、喫煙マナーの巡回指導などにより、公共の場所における分煙環境の整備を推進してまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方
全般・その他	6	2・屋外における喫煙禁止時間は朝7時～9時と設定されているようですが、終日としてほしいです。	区では、令和3年4月1日より、朝7時から9時までの2時間を「喫煙禁止時間」といたしました。 公共の場所における喫煙を終日禁止とすることについては、条例に基づく公共の場所での取り締まりを強化できる一方で、条例の適用外となる民間駐車場などの私有地での喫煙やポイ捨てを助長するなどの課題があり、慎重な対応を取らざるを得ない状況です。 いただいたご意見も参考に、引き続き区の喫煙ルールの強化について検討してまいります。
第3章	7	3・具体的な抑止効果を伴う対策を実施していただきたいです。公共の場所での喫煙は禁止されているようですが、現実には守られていない様子です。「喫煙禁止」という掲示が公園内にあるものの、そこから数メートル離れたところで喫煙している人々を頻繁に見かけます。	具体的な対策として、公衆喫煙所やご意見が多く寄せられる場所を中心にマナー指導員が巡回し、指導を行っております。本指針の「第3 今後の取り組み」の中で、それらの対策について記載し、区の考えを示しております。
第3章	8	4・路上に吸い殻が多く捨てられています。 これについても、ポイ捨てを「禁止」と掲示するだけでなく、具体的に抑止してほしいです。	
全般・その他	9	1. 吾妻橋付近喫煙所について →隅田川沿いの遊歩道から上に上がる際に、スロープ利用の場合は吾妻橋付近の喫煙所前を必ず通らないといけません。この喫煙所は、時代にそぐわずかなりオープンで副流煙もだだ漏れです。スロープはベビーカーやお年寄りなど多く利用します。 日本を代表する観光地である浅草として恥ずかしいと思います。	吾妻橋袂公衆喫煙所については、令和4年3月末をもって廃止する予定です。

分類	項番	意見	区の方考え方
全般・その他	10	<p>2. 御蔵前通りについて →蔵前は中小企業が多くありますが、江戸通り沿いの会社の多くが裏通りである御蔵前通りに喫煙所を設けているようです。喫煙所利用者が多く、人が多い時には御蔵前通りが喫煙者で溢れています。敷地を越えて通りで喫煙するのはいかがなものかと思えます。</p> <p>近所に住んでおり、子どものお散歩で利用する道だけに何とかならないだろうかと思っています。</p>	<p>改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、屋内での喫煙が原則禁止されたことを受け、ご指摘のような路上での喫煙が増加していることは、区も認識しております。</p> <p>マナー指導員による巡回を実施するとともに、本指針に基づき公衆喫煙所の整備を進めてまいります。</p> <p>事業所等の敷地内にある喫煙場所（灰皿）については、私有地内に設置されているため撤去指導はできかねますが、設置者に対する法令上の配慮義務を求めるとともに、喫煙専用室の設置等についても促してまいります。</p>
全般・その他	11	<p>私も一喫煙者ですが、台東区はコントロールが出来ていないと感じています。</p> <p>港区の赤坂見附駅側の喫煙所を一つの事例として挙げますが、この同様にコントロールをして頂きたいです。</p>	<p>本区では、令和2年度以降、コンテナ型・トレーラー型の密閉型公衆喫煙所を整備し、令和4年2月現在、区内19箇所の公衆喫煙所のうち6箇所が密閉型の公衆喫煙所となっています。</p> <p>ご意見を踏まえ、他区の喫煙所の整備事例なども参考に、引き続き公衆喫煙所の整備を進めてまいります。</p>
全般・その他	12	<p>かねてより公園での受動喫煙（公園内、面する道路通行時）を懸念しておりました。</p> <p>飲食店での喫煙が制限された事で、通行人だけでなく車で乗り付けて喫煙したり、車に乗ったまま窓を開けて路上に向けて吸っていたり等多くの利用者がいて、子供を連れて歩く時などいつも迷惑に感じています。</p> <p>公園などの喫煙所は撤廃、または室内化して受動喫煙が起こらないようにしてほしいです。</p> <p>当方でよく見かけるのは、松葉公園と西浅草川村公園です。</p>	<p>区内の公遊園は、児童遊園は禁煙、公園は、一部の公園を除き、分煙としています。</p> <p>公園ごとに、立地や規模、施設の配置等が異なるため、それぞれの公園の状況にあわせ、注意喚起の看板を設置する等、ルールの周知とマナーの徹底を図っています。また、ルールが守られない場合は、巡回警備員による注意喚起も行っています。</p> <p>このような取り組みを継続し、公遊園の喫煙ルールの周知徹底に努めてまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	13	<p>また、歩きタバコや自転車に乗りながらの喫煙は条例で禁止されているとは思えないほどよく見かけます。</p> <p>安全のためにも、もう少し周知して頂きたい。</p> <p>匂いの少ない電子タバコは特に羞恥心なく歩きタバコされている方を見かけます。</p>	<p>歩きタバコ（自転車に乗車中の喫煙を含む）については、しないことを努力義務としていたものを、令和3年4月1日より「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」の改正に基づき禁止としました。</p> <p>なお、本指針において、自転車等の乗車中の喫煙が歩きタバコに該当することについての記載がなかったため、ご意見を踏まえ、1ページ「背景」にその旨を記載しました。</p> <p>今後も、マナー指導員による巡回指導や各種啓発物などを活用し、台東区喫煙ルールの周知・普及啓発を図ってまいります。</p>
全般・その他	14	<p>浅草橋エリアの喫煙所は皆無です。現在吸えるところがなく道端で吸っている人も多くマナーが悪化の一路を辿っています。過去、浅草天文台跡に屋外喫煙所がありましたが廃止され、同じ場所の木の下で皆吸っており、あまり意味をなしていません。再設置するか、小屋を作るなり同じ場所に作るのが望ましいと思われまます。</p>	<p>以前、浅草橋エリアにあった公衆喫煙所は、道路上にあり分煙対策を講じることが困難であったことから廃止としたため、現在、当該エリアは公衆喫煙所がない状態となっております。</p> <p>また、蔵前一丁目交差点(浅草天文台跡)については、上記の理由により廃止となったため、再設置や密閉型公衆喫煙所への改良も難しい状況です。</p> <p>しかしながら、浅草橋エリアを本指針10ページに記載の「重点整備エリア」として位置付け、新たな公衆喫煙所の設置に努めることにより、喫煙マナーを守って喫煙できる環境を整備してまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方
全般・その他	15	<p>2 目的>本指針において、公衆喫煙環境に関する課題と対策を整理し、区の見組みの方向性とその内容を明らかにすることで、歩きたばこやポイ捨てがなく、たばこ>の煙や臭いに困ることのない快適な環境の整備を推進し、喫煙する人もしない人も共存できる「分煙」社会の実現を目指します。</p> <p>歩きたばこだけではなく、静止しての喫煙(路上喫煙)による受動喫煙/自転車やバイク、自動車運転中のものによる喫煙による受動喫煙/喫煙可能場所での喫煙したものの衣服などからの三次喫煙などにも悩まされています。これらを目的に明記していただきたいです。</p> <p>個人的な体験での補足です。上野駅ペDESTリアンデッキの公設喫煙所からの煙は広範囲に広がるため、目的地まで最短距離で移動することをあきらめることがあります。飲食店などが勝手に敷地内や歩道、車道に配置する灰皿付近での喫煙により受動喫煙したり、受動喫煙を避けるために道を変えることは日常となっています。歩道車道での配置については苦情を台東区都市づくり部道路管理課に出したことがあります。注意をしたという店舗についても状況は変化していません(あいかわらず車道に灰皿を出している)。</p> <p>よく自転車を運転するのですが、歩道での喫煙や運転中のものによる喫煙による受動喫煙で苦しくなることがあります。交通安全上も問題があると考えています。</p> <p>三次喫煙については、台東区内の東京都の禁煙標識が掲示されている飲食店利用時に他の客が外で喫煙して戻ってく</p>	<p>本指針は、まちの美化の観点から、分煙環境の整備の方向性を示すことを目的としているため、三次喫煙についての記載をすることはいたしません。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>飲食店などが公道上に設置した灰皿は不法占用となるため、区道の場合は本区都市づくり部道路管理課にて撤去の指導を行っております。ご指摘のように注意をして撤去したにも関わらず、再度公道上へ灰皿を出すケースも見受けられますので、そのような際には繰り返し指導を行います。</p> <p>自転車やバイクに乗りながらの喫煙は歩きたばこに含まれるもので、本区の条例で禁止しています。ご意見を踏まえ、本指針1ページの「背景」に自転車等に乗車中の喫煙が歩きたばこに該当するものであることを追記することにより、条例の内容がより分かりやすくなるよう改めます。</p> <p>本指針7ページに記載のグラフについては、意見全体のうち特定の意見が何パーセントを占めるかを示すもののため、円グラフを使用しております。</p> <p>しかしながら、ご意見を踏まえ、円グラフを3D円グラフから2D円グラフに修正し、配色についても見直します。</p> <p>【注釈】「三次喫煙」 三次喫煙は、環境たばこ煙そのものに曝露される受動喫煙とは異なり、たばこの火が消された後も残留する化学物質を吸入することをいいます。たばこ由来のニコチンや化学物質は、喫煙者の毛髪や</p>

分類	項番	意見	区のお考え方
		<p>ることがあり、その時点で店の利用の継続を諦め退店したことがあります。</p> <p>また2021/12の台東区ではなく新宿区での経験ですが、バス乗車中に公設喫煙所での喫煙後すぐにバスに乗車したもののからの三次喫煙被害を受けました。同様のことは台東区でも起っているのではないかと思います。</p> <p>特にコンテナ/トレーラー型の公設喫煙所の利用者によっておこされる三次喫煙は心配しています。通常の喫煙可能場所や喫煙可能店の利用者による三次喫煙についても目を向けてほしいです。</p> <p>参考: 拡がる「タバコ害」の意識&#12316; 生駒市 45 分ルールとモスバーガー禁煙化 (石田雅彦) -個人-Yahoo! ニュース- https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20180330-00083333</p> <p>受動喫煙には関係ありませんが、3D 円グラフ (7 ページ) の利用はやめてください。3D でないものを含めて円グラフの利用は一般的に好ましくありません。</p> <p>参考: 3D 円グラフを使うのはやめよう Okumura's Blog - https://oku.edu.mie-u.ac.jp/~okumura/blog/node/2266</p>	<p>衣類、部屋や自動車のソファやカーペット、カーテンなどの表面に付着して残留することが知られています。それが反応、再放散したものが汚染源になり、三次喫煙が発生すると考えられています。部屋で過ごす時間が長い乳幼児などでは三次喫煙による影響が懸念されます。三次喫煙は新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかではありません。</p> <p>(厚生労働省 eヘルスネットより抜粋)</p>
全般・その他	16	<p>浅草では、歩きタバコがとても多いように感じます。</p> <p>子供が小さいため、副流煙が心配です。大通りも気になりますが、特に住宅街等の小道で歩きタバコをしている人が多いように感じます。</p> <p>また、喫煙所の換気設備を改善していただきたいです。</p> <p>浅草寺や産業貿易センターに喫煙所がありますが、あまりに煙がたちこめており、近くを通るのが苦痛です。</p>	<p>本指針10ページにおいて、浅草エリアを「重点整備エリア」として示しております。</p> <p>分煙対策の取れた公衆喫煙所の設置を検討するとともに、ご指摘いただきました既存公衆喫煙所の改良や見直しについても検討してまいります。</p> <p>なお、産業貿易センターの喫煙所は区の公衆喫煙所ではございませんが、いただいたご意見につきましては当該喫煙所の管理者へ情報提供させていただきま</p>

分類	項番	意見	区の考え方
		ご検討のほどよろしく願いいたします。	した。
全般・その他	17	<p>8年前に他区より引っ越してきて、歩きタバコ・自転車タバコ・ポイ捨ての多さにびっくりした。</p> <p>千代田区はいち早く路上喫煙禁止にして過料を取っている。世田谷区は路上と公園の喫煙を禁止し、私有地にも協力要請し、喫煙所設置は100%助成している。千代田区と接しているため、路上・公園の喫煙禁止にすべき。7年前の祭で、神輿の横の役員たすきの人が複数の神輿横で歩きタバコをしていたのを見かけた。</p> <p>シモジマ裏の道では、神輿横に通路を開けることも無く役員たすきの人が歩きタバコをしていて、歩行者が通りこせず貯まっていて、役員にタバコの高さが子供の目の高さだから、タバコを止めるように声掛けしたら、ここは自由の街だからいいんだと言われた。</p> <p>他にも柳橋2丁目交差点で違う色の役員たすきの人も歩きタバコだった。</p> <p>飲食店は喫煙店は未成年入店禁止となった。</p> <p>昨年も、祭で集まる場所・町会夜警で集まる場所で、喫煙が複数見受けられた。路上と公園の禁煙化、歩きタバコ・自転車タバコは禁止するべき。</p>	<p>本区では、「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」により、ポイ捨て及び歩きタバコを禁止するとともに、朝7時から9時までの2時間を「喫煙禁止時間」とし、公共の場所での喫煙を禁止としています。</p> <p>今後も、マナー指導員による巡回指導や各種啓発物などを活用し、台東区喫煙ルールの周知・普及啓発を図ってまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方
全般・その他	18	<p>・コンテナ型、トレーラー型ともに、パネルで仕切られただけの屋外喫煙所よりは、受動喫煙の危害は多少はましかもしれないが、漏れは無くせない。</p> <p>多額の費用をかけてあちらこちらに置く施策はもう止めるべきです。</p> <p>・そもそも、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならないのだから、条例に喫煙所では可の例外規定を設けるのは間違っている。その禁止区域内の路上や歩道、すぐ傍の公共の場に公共喫煙所を設置すべきでない。</p> <p>・条例に「受動喫煙の防止」を目的に盛り込んだ内容としない限り、正しい整備指針にはなりえない。</p> <p>・健康増進法や東京都受動喫煙防止条例で、施設管理者も喫煙者も、受動喫煙の害を周りに及ぼしてはならない配慮義務を定めている趣旨からして、公共の歩道・路上では「禁煙」を徹底し、指定・公共喫煙所は設けるべきでなく、喫煙者は有料の喫煙所（喫煙可能店など）を利用すればよいわけで、自治体がわざわざ設置する必要も、義務もありません。（以下のように新型コロナ禍の今後の対策としても、これは有効な施策です）</p> <p>・新型コロナ感染症を抑え込む新生社会、また皆が健康を分かち合うコロナ後の社会とするためには、三密が避けられない公的な場所での（マスクを外さざるをえない）喫煙と受動喫煙は、基本的に認められないスタンスが不可欠であり、路上禁煙の徹底と喫煙所を設けないことが必須となるべきです。</p> <p>（喫煙と受動喫煙によりコロナに罹りやすく、また重症化の要因ですし、新型コロナワクチンの効果が薄れます）</p>	<p>「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」及び本指針は、まちの美化を主な目的としています。</p> <p>また、本区では、ご指摘の「路上喫煙禁止区域」の設定はございませんが、朝7時から9時までの2時間を「喫煙禁止時間」とし、公共の場所（路上や公園など）での喫煙を禁止としております。</p> <p>区では、喫煙する方がルールとマナーを守って喫煙することができ、喫煙しない方がポイ捨てや歩きタバコ、タバコの煙などに困ることがない分煙環境の整備を推進しており、そのために、公衆喫煙所の整備は必要な施策であると考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

分類	項番	意見	区の方考え方
第3章	19	<p>人が集まる場所への喫煙所が必要だと思しますので、設置をお願いします</p> <p>浅草の雷門前や、浅草橋駅の近くには喫煙所がありました。今はなくなってしまいました。</p> <p>周りへの迷惑にならない場所は前提ですが、本当に必要な場所への喫煙所設置を進めていただくようお願いします。</p>	<p>浅草文化観光センター前や浅草橋駅前に設置しておりました公衆喫煙所は、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ撤去いたしました。</p> <p>しかしながら、人の集散が多い場所への公衆喫煙所の設置は重要だと認識しております。</p> <p>本指針10ページにて記載の「重点整備エリア」を中心に、区内の適切な場所に公衆喫煙所の整備を進めてまいります。</p>
全般・その他	20	<p>上野駅を毎日利用している喫煙者です。今回の分煙の方針はごもっともだと思います。最近のたばこ対策は全体的に行き過ぎた感を感じます。</p> <p>受動喫煙の問題もありますが、ポイ捨てなど環境美化の問題もあります。適度に喫煙場所を整備することで、バランスが取れた対応といえるのではないのでしょうか。</p> <p>方針のとおり、排除ではなく、共存に向けた対策をお願いします。</p>	<p>区としても、公衆喫煙所を整備することにより、その周辺における歩きたばこやポイ捨てなどを防止し、まちの美化の促進につながると認識しております。</p> <p>引き続き、本指針に基づき、喫煙する方としない方が共存できる環境の整備を推進し、区民等の皆様にとって快適な生活環境の実現を目指してまいります。</p>